

2018年5月27日

一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針の見直しについて

パブリックコメントの内容と対応

一般社団法人日本社会福祉学会
会長 岩崎 晋也

1. パブリックコメント実施結果

- 実施日時：2017年11月1日～12月5日
- パブリックコメント対象文書
 - 1) 一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程（素案）…以下「倫理規程」
 - 2) 日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン（素案）…以下「ガイドライン」
 - 3) 学会発表に関する注意事項（素案）…以下「注意事項」
- 意見数：8名の会員から意見が寄せられた

2. 意見の内容と対応について

(1) インフォームド・コンセントについて

【意見の骨子】

- ① 調査対象者への説明事項に、調査への協力は任意である旨記載すべきである。
- ② 説明と同意について、原則として文書で同意を得ることとされているが、それが困難な研究もあるため、「原則文書同意」ではなく「口頭によるインフォームド・コンセントも可能」ということが分かる表現にすべきである。
- ③ 書面による同意を原則としているが、素人にとっては書面による同意はものものしく、委縮させてしまい自然な語りが妨げられる恐れがある。

(参照条文)

- ガイドライン2-7) 人を対象とした調査を実施する場合は、調査対象者に対して調査目的、内容、公表の可能性について十分説明し、理解されたことを確認し、原則として、文書で同意を得なければならない。また、途中で回答をやめる、答えたくない質問に答えない権利があることも伝えなければならない。

【対応】

○ガイドライン2-7)を次のように修正する。

人を対象とした調査を実施する場合は、調査対象者に対して調査目的、内容、公表の可能性、協力は任意であることについて十分説明し、理解されたことを確認し、原則として、文書または口頭で同意を得なければならない。また、途中で回答をやめる、答えたくない質問に答えない権利があることも伝えなければならない。

(理由)

素案では、文書による同意を得ることを原則としていましたが、それが難しい対象者が少なくないとの指摘が多く寄せられました。文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日、以下「文科省指針」とする）においても、第5章-第12で、侵襲を伴う研究を除き、口頭での説明と同意内容の記録作成によるインフォームド・コンセントを認めているため、口頭での同意を盛り込むこととしました。

また、調査への協力が強制しうるものと解釈されないことがないよう、協力の任意性についても説明事項の中に含めることとしました。

(2)判断能力が十分でない対象者について

【意見の骨子】

- ①判断能力が不十分な対象者への説明に、代諾について記すべきである。乳幼児や認知症患者など代諾が必要になることがある。
- ②判断能力が不十分な対象者への説明に、代諾者による同意について記すべきである。児童養護施設の児童への研究などにおいて、保護者や親権者を代諾者とできない場合の一定の判断基準を示してほしい。

(参照条文)

○ガイドライン2-8) 判断能力が十分でない対象者については、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明するよう努め、本人の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

【対応】

○ガイドライン2-8)を次のように修正する。

判断能力が十分でない対象者については、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明するよう努め、必要に応じて代諾者の同意を得るなど、本人の利益を損なわないよう最大限の配慮をしなければならない。

(理由)

判断能力が不十分な調査対象者への説明と同意に関して、代諾者を設定すべきとの意見が複数寄せられました。代諾者に関する議論は、素案作成の過程でもありましたが、「研究者が本人を言いくるめて研究対象にしてしまう恐れがある」「本人以外の誰かが本人の

意思を代弁することは問題である」などの懸念があり、代諾者に関する記述は除外しました。

しかし、①パブリックコメントで代諾者を認めるべきとの意見が複数寄せられたこと、②研究倫理に関する検討委員会でも認めるべきとの意見が多数であったこと、③文科省指針第15-第13においても一定の要件を満たせば代諾者による代諾を認めていることから、盛り込むように修正することとしました。

なお、文科省指針第2（用語の定義）では、代諾者を次のように定義しています。「生存する研究対象者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該研究対象者がインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該研究対象者の代わりに、研究者等又は既存試料・情報の提供を行う者に対してインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう」。

(3)匿名性の確保について

【意見の骨子】

- ①「地域」を匿名にする必要性が不明である。自治体職員などによる発表の場合、所属を明らかにすることで匿名性が確保できなくなる。また、匿名にすべき地域のレベルが曖昧である。したがって、地域については匿名対象から外すか、匿名にすべき「地域」の定義を明確にする、あるいは研究遂行上支障がある場合は顕名とすることを認めるべきである。
- ②ガイドライン9)と14)は内容が重複しているためどちらかに一本化するべきである。素案は、学術研究が個人情報保護法の適用除外になっていることへの認識が弱い。歴史研究、社会事業や社会運動に関する研究では、本人にとって不名誉であっても顕名で記述すべき場合があり、実名での記述が必要な場合や本人同意に基づかない情報取得を否定すべきでない研究もあり得る。匿名を原則として顕名を例外とする規定は匿名主義に偏っている。対象者本人が熟慮の上で積極的に顕名を希望した場合は、その意思が尊重されるべきである。「必要不可欠である場合を除き」とあるが、研究者が不可欠性を立証しなければならないのはハードルが高い。
- ③実名公表の禁止について、対象者の同意があってもそれを無視するのは対象者の意見表明権を侵害するのではないか。また、「地域」を匿名にするのは、地域の特性をイメージしにくくなる。「人名」についてもアルファベット表記では性別や年齢がイメージしにくくなる。
- ④実名公表の禁止について、政策批判や歴史研究の場合は不適切ではないか。「必要不可欠の場合を除き」と「公表してはならない」のどちらが優先されるのかが分かりにくい。

(参照条文)

○ガイドライン3-9) 調査結果を発表する際には、原則として、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守られなければならない。ただし、研究目的にとって必要不可欠な場合はその限りではない。

○ガイドライン3-14) 研究目的にとって必要不可欠である場合を除き、調査対象者からの同意の有無にかかわらず、調査結果の発表にあたり調査対象者の実名を公表してはならない。

【対応】

○ガイドライン3-9)を次のように修正する。

調査結果を発表する際には、個人や団体、地域、組織等の名誉を棄損したり、無用に個人情報を開示したりすることがないように配慮しなければならない。

○ガイドライン3-14)を削除する。

(理由)

匿名性の確保に関しても、多くの意見が寄せられました。

まず、ガイドライン3-9)と3-14)は、意見②のご指摘の通り、内容が重複しているため、3-14)を削除する形で一本化しました。

次に、匿名を原則とする考え方についても検討しました。ご指摘の通り、匿名化することに馴染まない研究がありますし、積極的に実名を公表したいと考える対象者の意見表明権を制約することも本意ではありません。匿名性を確保しようとすることの主旨は、研究活動を通じて個人のプライバシーが侵害されたり、名誉が棄損されたりするようなことを防ぐことにあります。

本ガイドラインによって、自由に創意工夫ある研究を制約することにならないよう、上記の通り、趣旨を明確にした表現に修正しました。

(4)利益相反について

【意見の骨子】

利益相反(COI)の開示に関して言及がない。医学医療分野の研究では、企業からの研究費や講演料の有無など、利益相反の開示が一般的に求められている。社会福祉分野も無関係ではなく、利益相反が生じる場合があるため、開示に関する規定を設ける必要がある。

【対応】

○倫理規程の各則に次の条文を新設する。

会員は、研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される団体等との関わり(利益相反)について適正に対応しなければならない。

○ガイドラインの「1. 倫理的配慮」に次の条文を新設する。

会員は、研究活動全般において、その研究の資金提供者等の恣意的な意図に影響されはならず、科学性や公平性に基づいて研究を行う必要がある。

(理由)

ご指摘の通り、医学分野では利益相反の開示が厳しく求められています。社会福祉学分野は、現時点では、利益相反が問題になる研究が相対的に少ないものの、今後は増えていくことも予想されます。科学的中立性の確保は研究倫理の基本であるため、ご意見を踏まえて上記の通り条文を追加することとしました。

(5)引用、査読、書評に関する規定の一般性について

【意見の骨子】

ガイドラインは会員の（学会以外も含めた）研究活動で留意すべき事項を示したものであるが、18)の引用に関する規定は『社会福祉学』に限定したものにしている。また、6（査読）、7（書評）の規定についても、『社会福祉学』に限定した内容であるならば、ガイドラインではなく学会誌の執筆要綱などに記載すべきである。

(参照条文)

- ガイドライン 4-18) 引用に際しては、「日本社会福祉学会・機関誌『社会福祉学』執筆要領〔引用法〕」を参照すること。
- 同 6-23) 投稿された研究業績の査読を行う過程において、著者と査読者の双方の匿名性が保持されなければならない。
- 同 6-24) 査読は、投稿された研究業績の評価を含むものであるから、査読者は公正・客観的に評価を行い、かつ指摘する内容が明確でなければならない。
- 同 6-25) 査読は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
- 同 6-26) 査読結果に対して、著者から要求がある場合には、その反論が許されなければならない。
- 同 7-27) 書評は、発刊された研究業績の評価を含むものであるから、評者は公正・客観的に批評しなければならない。
- 同 7-28) 書評は、著者の人格を傷つけるものであってはならない。
- 同 7-29) 書評に対して、著者からの要求があった場合には、その反論が許されなければならない。

【対応】

ガイドライン 4-18)、6-23)、6-26)、7-29)を削除する。

(理由)

ご指摘の通り、本ガイドラインは、本学会での研究活動に限らず、会員が行う研究活動全般において留意すべき事項を定めたものであるため、本学会での研究活動に限定した内容は除外すべきであると考えます。

まず、ガイドライン 4-18)については、4-22)「その他、論文を学会誌に投稿する場合は、投稿規定、執筆要領等を遵守しなければならない」でカバーしうするため、削除することにしました。また、6-23)、6-26)、7-29)については、会員が投稿するジャーナルによっては保障されていない可能性もあり、また、そもそも研究者に求められる研究倫理というよりも、ジャーナルの編集体制に関わる内容であると考え、本ガイドラインからは削除することとしました。なお、6-24)、6-25)、7-27)、7-28)は、本学会誌に限らず、査読や書評という研究活動において一般的に求められることと考えられるため、残すこととしました。

(6)既存情報を使用した研究について

【意見の骨子】

文科省指針では、既存の情報の使用に関する倫理的な配慮が詳細に規定されている。福祉分野でも施設の業務記録や行政データを使用した研究が行われるため、既存情報の使用に関する規定が必要である。

【対応】

今後の検討課題とする。

(理由)

施設や機関が保有するケース記録等の既存情報を分析した研究は、これまでも社会福祉学分野でよく行われてきました。こうした調査においては、対象者本人へのインフォームド・コンセントが不可能な場合もあるため、既存情報の利用に関する手続きを定めることが必要であると認識しています。

ただし、今回の規程改正にあたっては、この件に関して十分な議論を尽くす余裕がなく、また、インフォームド・コンセントや個人情報保護に関する他の条項の中で一定程度カバーしうると判断し、今回は新たな規定は設けずに、今後の検討課題として理事会に申し送ることとします。なお、当面の間は、文科省指針第5章―第12（インフォームド・コンセントを受ける手続等）を参照されるのが良いと考えます。

(7)ハラスメントについて

【意見の骨子】

- ①ガイドライン 35)の規定は、学会活動内のハラスメントだけが禁止されるように解釈されるのではないか。
- ②ガイドライン 36)について、権限・権威・権力に加え、「影響力」を行使することも禁止すべきである。師弟関係の場合は「影響力」が行使される。

(参照条文)

○ガイドライン 10-35) 会員は、学会活動において、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

○ガイドライン 10-36) 大学内・研究所内あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力を持つ者がそれを行使して、下位の者に対して、研究・教育・資格付与・昇進・配分等において不当な差別を行うなど、不利益を与えてはならない。

【対応】

○ガイドライン 10-35)を次のように修正する。

会員は、研究活動において、いかなるハラスメント行為もしてはならない。

○ガイドライン 10-36)を次のように修正する。

大学内・研究所内あるいは上記の共同研究組織において、上位の権限・権威・権力・影響力を持つ者がそれを行って、下位の者に対して、研究・教育・資格付与・昇進・配分等において不当な差別を行うなど、不利益を与えてはならない。

(理由)

意見①に関しては、倫理規程第 13 条に同趣旨の規定があり、重複を避ける観点から、ガイドラインではより具体的な内容を定めるという趣旨で学会活動に限定した経緯があります。しかし、本ガイドラインは学会活動に限定したものではないため、倫理規程と重複するもの、ご指摘を踏まえて 10-35)を上記のように修正しました。

また、意見②に関しては、ご指摘を踏まえて、10-36)を上記のように修正しました。

(8)全国大会の運営について**【意見の骨子】**

①注意事項で全体統括者や司会の役割に関する規定があるが、資料チェックなどは統括者の責任を過重にしているのではないか。また、全体統括者の選考過程は公表されているのか。司会が当日発表者の中から指名される方法には違和感がある。いつからどのような理由でこれらの運営方式がとられるようになったのか。

②注意事項 5-7) (全体統括者の態度) について、全体統括者として不適格な者を指名する側にこそ問題があるのではないか。

【対応】

注意事項は修正せずに、意見を全国大会運営委員会に申し送る。

(理由)

いずれの意見も、学会の全国大会の運営方法に関する内容ですが、本注意事項は、現行の大会運営を前提としたものであり、全国大会運営委員会の議論を経ずに修正するのは不適切であると判断し、修正は加えませんでした。ただし、いただいた意見は、大会運営のあり方を検討するうえで参考になると考えられるため、全国大会運営委員会に申し送ることとしました。

(9) 処分規定について

【意見の骨子】

- ① 倫理規程第 14 条（違反した場合の処分）について、倫理規程違反だけを対象とするのでは規定の内容が骨抜きになるため、ガイドラインも対象にすべきである。また、「別に定める規程」ではなく何に基づいて処分されるのか明示すべきである。
- ② 研究倫理規程第 14 条（違反した場合の処分）について、処分があった場合に学術振興会に届け出ることとすることで、違反の抑止効果が期待できるのではないか。
- ③ 倫理規程第 14 条（違反した場合の処分）について、処分対象者から訴訟を起こされた場合を想定して訴訟基金を創設すべきである。

（参照条文）

○ 倫理規程第 14 条 会員が本倫理規程に違反する行為を行った場合には、別に定める規程に基づき処分される場合がある。

【対応】

素案通りとし、意見は理事会に申し送る。

（理由）

倫理規程の目的は、会員の研究活動を制約したり、研究倫理にもとる行為を処分したりすることにあるのではなく、研究活動における研究倫理のあり方を示し、会員の研究活動の活性化に寄与することです。万が一、会員による重大な研究倫理違反があった場合には、学会として処分しなければなりません。現時点では、必要以上に処分を強化することは考えていません。

新たな処分規程は、総会で本倫理規程案が承認され発効した段階で、理事会が定めることとなりますが、これまでの理事会での議論においては、ガイドラインで示されるような細かい調査手続きの違反行為までを処分対象とするべきではなく、倫理規程で示されているような基本事項に反する行為のみを処分対象とすべきであるとの方向性が確認されています。

いただいたご意見を倫理規程等に反映させることは、現時点では見送りますが、学会としての倫理違反行為への対応に関する貴重な意見として理事会に申し送り、今後の処分規程にかかる議論の参考にしていただくようにします。

(10) 規程の文言等について

【意見の骨子】

- ① 倫理規程は総則と各則に分かれているが、重要なものを総則で述べるなど順序等を以下のように見直すべきである。
 - ・ 倫理性の確保（4 条）と個人情報保護（7 条）、知的所有権（12 条）は総則に置く
 - ・ 倫理規程第 3 条第 1 項（研究者の責務）の表題は「人権の尊重」とし、研究水準

- 向上の努力（3条2項）は「研究者の責務」として独立した条にする
- ・総則の順序は、1条、2条、3条1項、7条、4条、3条2項、12条とする
 - ・各則の順序は、6条、8条、10条、11条、13条、5条、9条とする
- ②倫理規程第6条（説明と同意）は分かりやすく記載すべきである。「十分に」の前に「研究の趣旨等」を、「同意」の前に「研究の実施」を加えるべきである。
- ③ガイドラインの名称は「規程にもとづく」を削除して「日本社会福祉学会研究倫理ガイドライン」とすべきである。
- ④ガイドライン前文の「留意しなければならない」では弱いため、「守らなければならない」とすべきである。
- ⑤ガイドライン前文について、倫理規程と本ガイドラインの関係が不明確であるため、倫理規程の中にガイドラインの存在を明記すべきである。
- ⑥倫理規程とガイドラインに重複した表現があるため、ガイドラインの方を削除すべきである。具体的には、倫理規程8条とガイドライン5)、倫理規程9条とガイドライン20)、倫理規程13条とガイドライン35)である。
- ⑦注意事項は、「留意事項」ないし「遵守事項」としてはどうか。また、「こと」「しなければならない」「しない」といった表現はできるだけ少なくするべきである。
- ⑧注意事項1-5)は、主語が「原稿は」であるため、「受理しない」ではなく「受理されない」とすべきである。
- ⑨注意事項2-1)、2-2)、4-2)、4-3)については、現行規程から表現を変えているが、分かりにくいいため、明確に遵守してもらうことを出すためには現行の文言を生かすべきではないか。
- ⑩注意事項5-2)（分科会での質問）について、批判は学術研究にとって重要であるため「攻撃的または過度に批判的な質問の仕方」を削除すべきである。

【対応】

○倫理規程の条文構成を、意見①の通り修正する。

○倫理規程第6条を次のように修正する。

会員は、原則として、研究および調査対象となる個人、団体・組織、地域等に対して研究の趣旨等を十分に説明するとともに、研究の実施に同意を得なければならない。

○注意事項2及び3の条文中、「すること」となっている表現を「する」に修正する。

○注意事項1-5)を次のように修正する。

以上の内容にもとづいていない原稿は受理されない。

○注意事項5-2)を次のように修正する。

報告者の研究を尊重する態度で質問し、誹謗中傷したり、攻撃的または過度に批判的な質問の仕方は慎む。

（理由）

意見①、②、⑦、⑧、⑩については、ご提案通りに修正することとしました。

意見③について、今回の規程改正の趣旨は、現行の「研究倫理指針」を廃止して、「研

究倫理規程」と、それにもとづく「研究ガイドライン」に再編するというものです。ご提案のように修正すると、「研究倫理指針」を廃止したことが分かりにくくなり、「規程」と「ガイドライン」の位置関係が不明確になるため、素案通りとすることとしました。

意見④については、本ガイドラインの目的が会員の研究活動を縛ることにあるのではないこと、また、今回のパブリックコメントにおいても、自由な研究活動が制約される恐れがあるとの意見も少なくなかったことを踏まえ、あくまで会員が研究活動を行う際に留意すべき考え方を示すという趣旨を明確にするため、修正しないこととしました。

意見⑤については、ガイドラインの表題および前文に「研究倫理規程にもとづく」と明記されているため、倫理規程のもとにガイドラインがあるという関係性は十分に示されていると判断し、修正しないこととしました。

意見⑥については、「倫理規程＝会員が遵守すべき研究倫理の大枠を示したもの」「ガイドライン＝倫理規程に照らして会員が研究活動を行う際に参照すべき基準」という性格の違いがあるため、重複した内容が定められていることは問題ないと判断し、修正しないこととしました。

意見⑨について、素案では、現行の研究倫理指針で示されている学会発表に関する事項を、現在の大会運営の実施方式に即して必要な修正を加えています。現行指針の文言では、現在の大会運営にそぐわないものもあるため、素案通りとすることとしました。

(11)本規程の改正手続き等について

【意見の骨子】

- ①倫理規程第 15 条（規程の変更）は、規程だけでなくガイドラインも含めるべきである。
- ②注意事項はパブリックコメントの対象とすべきではなく理事会などで精査すべきではないか。
- ③倫理規程違反に対する処分に関する規程はパブリックコメントの対象となっていないが、示すべきではないか。

【対応】

素案通りとする。

（理由）

今回新たに制定しようとしている、①倫理規程、②ガイドライン、③注意事項は、現行の「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」で示されている事項を内容別に再編したものであり、事実上、「倫理指針」の改正といえます。現行の「倫理指針」には、改廃手続きは定められていませんが、学会としての研究倫理の基本方針を示す重要な文書であるため、総会に諮ることとしました。また、総会で審議する前に、広く会員の意見を募るべきであると判断し、パブリックコメントに付すこととしました。

意見②にあるように、注意事項は細かい内容を定めているため総会での審議には馴染

まないとされます。ただし、今回は「倫理指針」の改正の一環として位置付け、総会審議事項に含めることとしました。ガイドラインに関しても、やや細かい内容が規定されているため、新たな課題に迅速に対応できるようにするためには、注意事項と同様の扱いとすることとしました。結果として、今後、改廃に総会決議が必要となるのは倫理規程のみとなります。

処分規程については、倫理規程案が総会で承認され発効したあと、第14条の規定に基づき制定されます。現行の「研究倫理上重大な違反行為が認定された会員に対する処分に関する規程」を改正する形で新たに制定することを考えていますが、同規程は、理事会の議決によって改廃されることとされています。そのため、今回の総会審議事項には含めず、パブリックコメントの対象からも除外することを理事会で確認しました。ただし、今回の見直しに深く関連する事項であるため、総会で倫理規程等を審議する際には、新たな処分規程案も参考資料として提示することを予定しています。

(12)その他の意見について

【意見の骨子】

- ①人を対象とする研究一般に厳しい研究倫理を適用するのは、研究の自由や調査対象者の意見表明権を侵害する恐れがあり再考すべきである。
- ②規程やガイドラインに従って形式的に処理さえすればよい形骸化が起こることが危惧される。
- ③研究倫理指針は今まで通りシンプルで良い。大切なのは守る気があるかどうかではないか。

文科省指針でも示されているように、今日、人を対象とする研究には、かなり細かい倫理手続を遵守することが厳しく求められるようになっていきます。社会福祉学は、社会的に弱い立場の人々と直接的に関わることの多い学問分野であり、研究倫理の確保にとりわけ敏感であるべきであると考えます。

とはいえ、意見①で懸念されているように、会員の研究活動を制約することは本意ではなく、また、意見②にあるように、研究手続きの細部まで詳細に規定することは、かえって形骸化を生じさせる恐れもあります。そのため、パブリックコメントを通じて寄せられた意見を踏まえ、自由で創意工夫ある研究をできるだけ阻害しないよう素案を修正しました。

一方で、意見③で懸念されているように、研究倫理をないがしろにする態度は当然ながら慎むべきです。重要なのは、研究者自身が、社会的要請にこたえられるよう、一定の自己規制のもとで自由な研究活動を行うことであると考えます。今回の見直しを契機として、本学会の会員の研究活動が高い倫理観を備えたものとなるよう、絶え間なく議論が重ねられることを期待します。

以上